

○大田原市広報紙広告掲載取扱要領

(平成25年4月1日)
改正 平成26年12月1日
令和4年4月1日
令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発行する大田原市広報紙（以下「広報紙」という。）への広告掲載について、大田原市広告事業実施要綱（平成23年告示第98号。以下「要綱」という。）及び大田原市広告事業掲載基準（平成23年11月1日実施。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(有料広告)

第2条 広報紙に掲載する有料広告は、要綱及び基準に基づき、広報紙の公共性及び品位を損なわないものとする。

(広告の色彩及び枠の大きさ)

第3条 広告の色彩は、2色刷りとする。

2 広告欄の1枠当たりの大きさは、次の2種類とする。

- (1) 1号広告 縦45ミリメートル、横90ミリメートル
- (2) 2号広告 縦45ミリメートル、横180ミリメートル

(掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は、広報紙1枠につき次に掲げるとおりとする。

- (1) 1号広告 15,000円
- (2) 2号広告 30,000円

(掲載枠数及び位置)

第5条 広告の掲載枚数は、広報紙1号につき原則として4ページまでとする。

2 広告を掲載する位置は、表紙及び裏表紙を除く市長が指定するページの最下段とする。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載は、広報紙1号単位とする。ただし、1広告主（広告の掲載を依頼するもの。以下同じ。）による広告は、3箇月までを限度として連続して掲載することができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、掲載を希望する広報紙発行日の2月前までに大田原市広報紙広告掲載申込書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、1広告主が掲載でき

る広告枠は、広報紙1号につき1枠までとする。

- (1) 原稿案
- (2) 広告主の業務内容が分かる資料
- (3) 市税等の納税証明書（滞納のないことの証明）
(広告掲載等の決定等)

第8条 市長は前条の申込書を受理したときは、原稿の内容等を精査し掲載の可否を決定する。

- 2 広告の掲載が適当と決定した件数が、第5条第1項に定める枠数を超えたときは、要綱第8条第2項の規定により掲載する有料広告を決定する。ただし、連続する掲載の申込みにより既に掲載が決定した枠がある場合は、残枠のみの抽選とする。

(広告原稿の提出)

第9条 要綱第8条第1項による決定通知を受けた広告主は、掲載しようとする広告原稿（以下「版下原稿」という。）を、決定の通知を受けた日から3日以内に提出するものとする。

- 2 決定を受けた版下原稿の提出が、掲載予定月の1月前に間に合わないときは、翌月の掲載とする。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 版下原稿の作成は、広告主負担とする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年12月1日）

この要領は、平成26年12月1日から実施する。

附 則（令和4年4月1日）

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要領の実施の際この規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することが

できる。

附 則（令和6年4月1日）

この要領は、令和6年4月1日から実施する。